

2019年6月25日

お客さま各位

東京都港区西新橋一丁目3番1号  
西新橋スクエア19階  
株式会社　SMB C信託銀行

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する金額（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取引のある支店・出張所までご照会ください。

1. 対象となる預金等

2009年1月1日から2009年12月31日までの間に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2020年6月24日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上